

被災者生活再建支援法施行令

平成十年十一月五日政令第三百六十一号
 改正平成十二年六月七日政令第三百三三号
 平成十六年三月三十一日政令第九十九号
 平成十七年六月二十二日政令第二百十六号
 平成十九年十二月十二日政令第三百六十一号
 1998年十一月五日政令第三百六十一號
 修法 2000年六月七日政令第三百零三號
 2004年三月三十一日政令第九十九號
 2005年六月二十二日政令第二百十六號
 2007年十二月十二日政令第三百六十一號

<p>(和支援金發放相關之天然災害)</p> <p>第一條 受災戶生活重建支援法(以下簡稱「法」。)</p> <p>第二條第二號政令中所規定之天然災害，以符合下列各號天然災害之一者為準。</p> <p>一 因天然災害而發生如災害救助法施行令(1946年政令第二百二十五號)第一條第一項第一號或第二號其中之一所產生之受災情形(依同條第二項之規定，包含同條第一項第一號或第二號其一者皆可)之市町村(包含特別區。地方自治法(1946年法律第六十七號)第二百五十二條十九第一項中之指定都市可為該市或該市之某區。以下各條文亦適用。)相關區域內之天然災害。</p> <p>二 因天然災害而導致市町村區域範圍內發生十戶以上住宅全倒之天然災害。</p> <p>三 因天然災害而導致都道府縣區域範圍內發生一百戶以上住宅全倒之天然災害。</p> <p>四 因天然災害而導致該區域範圍內的任一市町村範圍內發生如第一號或第二號規定之受災情形之都道府縣區域內之其他市町村(以人口未滿十萬人者為限。)的範圍內，因該天然災害導致五戶以上住宅全倒之天然災害。</p> <p>五 和依第三號或前號規定之都道府縣互相鄰接之都道府縣區域內之市町村(以人口未滿十萬人者為限。)範圍內，與自第一號至第三號為止所規定之任一區域鄰接，且因其天然災害導致五戶以上住宅全倒之天然災害。</p>	<p>(支援金の支給に係る自然災害)</p> <p>第一条 被災者生活再建支援法(以下「法」という。)</p> <p>第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。</p> <p>一 自然災害により災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害(同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。)</p> <p>二 自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害</p> <p>三 自然災害により百以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害</p> <p>四 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第一号又は第二号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村(人口十万未満のものに限る。)の区域であって、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害</p>
---	--

	<p>害</p> <p>五 第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であつて、第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害</p>
<p>（構造強度上の主要部分）</p> <p>第二條 法第二條第二號ニ之政令中所規定之地基、地樁、牆、柱等、以建築基準法施行令（1950年政令第三百三十八號）第一條第三號之規定為準。</p>	<p>（構造耐力上主要な部分）</p> <p>第二條 法第二條第二號ニ之政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八號）第一條第三號に定めるものとする。</p>
<p>（關於特定長期避難戸之支援金額度之特例）</p> <p>第三條 法第三條第四項政令中所規定之對象以下列所列舉者為準。（同條第二項第一號所列舉對象除外。以下簡稱為「特定長期避難戸」。）</p> <p>一 該天然災害依災害對策基本法（1961年法律第二百二十三號）第六十條第一項或第五項規定接獲撤離勸告或指示者、或依同法第六十一條第一項規定之撤退指示（以下簡稱「避難勸告等」。）之範圍擴其該地區全區之市町村（包含特別區。以下亦同。）、當時居住於遭受避難勸告等區域內之住戶、且該地區之避難勸告等期間總計為三年以上、另該市町村之範圍的全部或部分依同法第六十條第四項（包含準用同法第六十一條第三項情形者。）規定、於公告日起算兩年內欲再回到該市町村地區內居住者。</p> <p>二 該天然災害依災害對策基本法第六十三條第一項（包含準用同條第三項情形者。）或第二項規定、遭受警戒區域管制進入或自警戒區域內撤離之命令（以下簡稱「進入管制等」。）範圍內之市町村、當時居住於該施行進入管制等範圍內之住戶、且該地區之進入管制等期間總計為三年以上、並於該市町村之區域內的全部或部分解除警戒區域日起算兩年內欲再回到該市町村地區內居住者。</p> <p>2 法第三條第四項之政令所規定之金額為、同條第</p>	<p>（特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例）</p> <p>第三條 法第三條第四項の政令で定める世帯は、次に掲げる世帯（同条第二項第一号に掲げる世帯であるものを除く。以下「特定長期避難世帯」という。）とする。</p> <p>一 当該自然災害について災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項若しくは第五項の規定による立退きの勸告若しくは指示又は同法第六十一条第一項の規定による立退きの指示（以下「避難勸告等」という。）がその区域の全部について行われた市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に当該避難勸告等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難勸告等が行われている期間が通算して三年を経過したもののうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第六十条第四項（同法第六十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示がされた日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの</p> <p>二 当該自然災害について災害対策基本法第六十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による警戒区域への立入りの制限若しくは禁止又は警戒区域からの退去の命令（以下「立入制限等」という</p>

<p>二項規定之金額（同條第三項所規定之情形者為同項所規定之金額）再加算七十萬日圓。（若其總額超過三百萬日圓者，以三百萬日圓為限）</p> <p>3 前二項規定，準用法第二條第二號ハ中所適用的獨居受災戸。這種情況時，第一項中「同條第二項第一號」可視為「同條第五項可解讀準用同條第二項第一號」，前項中之「同條第二項」可視為「同條第五項可解讀準用同條第二項」，「同條第三項」可視為「同條第五項可解讀準用同條第三項」，「七十萬日圓」改為「五十二萬五千日圓」，「三百萬日圓」改為「二百二十五萬日圓」。</p>	<p>。）がその区域の全部について行われた市町村の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過したもののうち、当該市町村の区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの</p> <p>2 法第三条第四項の政令で定める額は、同条第二項の規定による額（同条第三項に規定する場合にあっては、同項の規定による額）に七十万円を加えた額（その額が三百万円を超えるときは、三百万円）とする。</p> <p>3 前二項の規定は、法第二条第二号ハに該当する単数世帯について準用する。この場合において、第一項中「同条第二項第一号」とあるのは「同条第五項において読み替えて準用する同条第二項第一号」と、前項中「同条第二項」とあるのは「同条第五項において読み替えて準用する同条第二項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第五項において読み替えて準用する同条第三項」と、「七十万円」とあるのは「五十二万五千元」と、「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。</p>
<p>（支援金の發放申請）</p> <p>第四條 法第三條第一項規定之支援金（同條第二項各號（包含同條第五項解讀準用之情形。次項亦同。）所規定之金額與前條第二項（包含同條第三項解讀準用之情形。第三項亦同。）所規定之合計額部分除外。）之發放申請，須自該天然災害發生日起13個月以內，連同申請書附具受災戸證明和其他內閣府令中所規定應附加之文件，向各都道府縣提出申請。（該都道府縣如依法第四條第一項規定將支援金發放業務全數委託支援法人時，則改為向支援法人提出。以下條文亦同。）</p> <p>2 依法第三條第一項所規定之支援金（以同條第二項各號中所規定之金額為限。）之發放申請，須於該須發放支援金の天然災害發生日起三十七個月以</p>	<p>（支援金の支給の申請）</p> <p>第四條 法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額及び前条第二項（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による加算額に係る部分を除く。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県（当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法</p>

<p>内，連同申請書附具受災戸證明和其他內閣府令中所規定應附加之文件，向各都道府縣提出申請。</p> <p>3 依法第三條第一項規定之支援金（以前條第二項中所規定之合計額為限。）之發放申請，須於避難勸告等或進入管制開始期間總計經過三年以上之日起的十三個月以內，連同申請書具附特定長期避難戸證明，和其他內閣府令中所規定應附加之文件，向各都道府縣提出申請。</p> <p>4 不受前三項規定的限制，凡都道府縣認定因災區持續處於危險狀態，或其他不得以之情事導致戸長無法於規定期限內依法第三條第一項規定提出支援金之發放申請，得延長期申請期限。</p>	<p>人。以下この条において同じ。）に提出してしなければならない。</p> <p>2 法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号に定める額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して三十七月を経過する日までに、申請書に、同条第二項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。</p> <p>3 法第三条第一項の規定による支援金（前条第二項に規定する加算額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該避難勸告等又は立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が特定長期避難世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。</p> <p>4 前三項の規定にかかわらず、都道府県は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯の世帯主がこれらの規定に規定する期間内に法第三条第一項の規定による支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。</p>
<p>（對內閣府令之委任）</p> <p>第五條 除此政令中規定事項以外，凡與本政令之實施相關之手續和其他必要事項，皆由內閣府規定。</p>	<p>（内閣府令への委任）</p> <p>第五條 この政令に規定するもののほか、この政令の実施のための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。</p>
<p>附則抄</p> <p>（施行日期）</p> <p>1 本政令於法之施行日（1998年十一月六日）起開始實施。</p> <p>附則（2000年六月七日正令第三百三號）抄</p> <p>（施行日期）</p> <p>第一條 本政令自內閣法之部分修正法律之施行日（2001年一月六日）起開始實施。</p> <p>附則（2004年三月三十一日正令第九十九號）</p>	<p>附則抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、法の施行の日（平成十年十一月六日）から施行する。</p> <p>附則（平成十二年六月七日政令第三百三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。</p> <p>附則（平成十六年三月三十一日政令第九十九号）</p>

<p>本政令自受災戸生活重建支援法的部分修正法律（2004 年法律第十三號）之施行日（2004 年四月一日）起開始實施。</p> <p>附則（2005 年六月二十二日政令第二百十六號） （施行日期）</p> <p>1 本政令自公布日起開始實施。 （經過措施）</p> <p>2 依本政令，修法後之受災戸生活重建支援法施行令（以下簡稱「新令」。）第四條規定，適用於 2004 年四月一日以後所發生之天然災害中之受災戸戶主之受災戸生活重建支援金規定，於該日前所發生之天然災害受災戸之受災戸生活重建支援金規定則依從前的規定。</p> <p>3 不受前項規定限制，因 2004 年四月一日前所發生災害而成為受災戸者，其中如因該日前之災害對策基本法（1961 年法律第二百二十三號）第六十條第一項規定，為避難而接獲撤離指示者，且於該日以後欲於該受到撤離指示地區（以於該日後依同條第四項規定經公告不須再繼續避難地區為限。）重新開始自立生活者，或因於該地區重新開始自立生活有明顯困難以致搬至該地區以外重新開始自立生活者，對於其戶主之受災戸生活重建支援金之規定適用新令第四條之規定。</p> <p>附則（2007 年十二月十二日政令第三百六十一號）抄 （施行日期）</p> <p>1 本政令自受災戸生活重建支援法的部分修正法律（2007 年法律第一百四號）之施行日起開始實施。</p>	<p>この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十三号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。</p> <p>附則（平成十七年六月二十二日政令第二百十六号） （施行期日）</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この政令による改正後の被災者生活再建支援法施行令（以下「新令」という。）第四条の規定は、平成十六年四月一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金について適用し、同日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、なお従前の例による。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、同日前に災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示を受けた者であって、同日以後に、当該指示に係る地域（同日以後に同条第四項の規定による避難の必要がなくなった旨の公示があった地域に限る。）において自立した生活を開始する者又は当該地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金については、新令第四条の規定を適用する。</p> <p>附則（平成十九年十二月十二日政令第三百六十一号）抄 （施行期日）</p> <p>1 この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十九年法律第一百四号）の施行の日（平成十九年十二月十四日）から施行する。</p>
--	---